

告示

埼玉県告示第千二百六十七号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

秩父市	平成二十六年 度地籍簿	四十九枚 一冊（一部）	平成二十八年 九月二十日
調査を行った者の名称	調査を行った地名	果の調査を行った地	証